

侮辱と傷つけること
—「発語内の暴力」序説—

飯野勝己

『国際関係・比較文化研究』(静岡県立大学国際関係学部)
第14巻第2号(2016年3月)抜刷

【論文】

侮辱と傷つけること

—「発語内の暴力」序説—

飯野勝己

0. はじめに

……暴力は多くのカテゴリーで大きく減少した。実際の測定値も低下している。しかし多くの人は、その勝利を素直に認めようとしない。理由の一つは統計をしっかり見ていないからだが、もう一つの理由は、そうした進歩がなされた事実を見ないことにすれば活動家がいつまでも追及を続けられるからである。…[中略]…公民権運動の第一世代をその運動へと走らせた当時の人種迫害は、たとえばリンチであり、夜襲であり、反黒人ポグロム（集団虐殺）であり、脅迫的なまでの投票妨害だった。今日では、たとえばアフリカ系アメリカ人の運転する車がハイウェイで停車を求められることが多いという問題で、バトルが繰り広げられることも珍しくない…[中略]…。女性の抑圧に関しても、かつては夫による妻のレイプや殴打や監禁を許容する法律などが問題とされていただけだったが、今日では、工学部の教授の男女比が半々になっていないエリート大学があったりすると、それが女性差別だと言われるようになっている。そして同性愛者の権利を求める戦いは、同性愛者の男性を死刑にしたり不具にしたり投獄したりする法律を廃止することから始まって、結婚を男女間の契約と定義する法律を廃止させるところまで進展している。〔ピンカー(2015)下, pp.16-17〕

統計をじっくり見て、世界史的規模で暴力が急減している現状を説得的に論じ尽くす大著『暴力の人類史』で、スティーヴン・ピンカーはこう書き記す。もちろんこれは本人が即座に補足するように、「現状で満足しておけ、ということではない」[ibid., p.17]し、「いまだ残っている差別や不当な扱いを撲滅しようとする努力を馬鹿にするつもり〔のもので〕もない」[ibid., () 内は引用者]。たんに、過酷であからさまな物理的・身体的暴力への中間的勝利——もちろん最終的にはどうなるかわからない——を率直に見すえ、そこから有益な教訓を読み取る構えの大切さを示しているだけである。とはいって、「活動家」だけでなくおそらく私たちの多くが、とりあえずの勝利を素

直に寿ぐ気にならない理由や原因については、引用序盤のやや「上から目線」の二つだけでは、いくぶん不十分に思える。これら以外にもたとえば、ジャーナリズムやエンタテイメントによって暴力が過剰に報道・表現されているメディア環境があるかもしれないし、過酷な暴力が減ったぶん私たちが暴力を感受する閾値が下がり、日常や制度に隠微に埋め込まれた暴力に敏感になったのかもしれない（ピンカーの挙げる諸例はこのことの例証ともみえる）⁽¹⁾。そしてもう一つ、テクノロジーの細密化や利便化にともない、これまで物理的・身体的な暴力の後景に控えていた別種の暴力が、急速に前景化したからかもしれない。すなわちいわゆる言葉の暴力、より広くはコミュニケーション的暴力と呼びうる形態の暴力である。

この種の暴力は、いま言及したような「暴力感受の閾値」の関係で、もともといまと同程度、あるいはもっと過酷であったものが、急速に可感域に流入してきたのだろうか。それとも、過酷度はともあれ頻度そのものが急上昇しているのだろうか。統計リテラシーを持ち合わせない私としては、実証的には答えようがない。しかしこの問い合わせアリティーを持つとしたら、問い合わせの前提、すなわち言葉の暴力が少なくとも過敏かつ頻繁に感じ取られるようになっている点は、確かにるように思われる。インターネットの一部をなす粗雑な（ピンカーに言わせれば「肥溜めのような」[ibid., p.35]）場でのやりとり、種類がつぎつぎと増殖する各種ハラスメント、学校や職場でのいじめ、メディアで流通される暴力的言説。現代社会でさかんに問題視される事象を構成する暴力の多くは、言葉の暴力的なもので占められる。そして暴力は、暴力として感受されること自体を主要な構成要件とする⁽²⁾はずだから、ともあれ言葉の暴力は現実上増殖の途にあると言ってよい。細密化・断片化したコミュニケーションが薄く広く私たちの世界を覆いつくすようになったのと並行して言葉の暴力は、微細な神経網に絡みつくようにして拡散し、遍在するようになったのである⁽³⁾。

以降本論では、そのようにして私たちの世界の前景を占めるようになった言葉の暴力について、言語もしくはコミュニケーションの哲学と関連づけながら考えていく。全体を貫くモチーフは言葉と暴力のある種存在論的な関係についての関心、すなわち暴力は言語的発話そのものにおいて（in）行われ、行為もしくは出来事としては発話と同一のものなのか、それとも発話によって（by）行われ、因果的なつながりはあるものの行為・出来事としては別物なのか、という問い合わせである。暴力はある種の言葉に内在的なものなのか、それともあくまで外在的なものか。あるいはどのような暴力が内在的で、どのようなものが外在的なのか。こうした問題を考えることは、たんなる哲学的関心事というだけでなく、言葉の暴力の在りようとそれへのるべき構えを見積もるために何らかの手掛かりになるかもしれない。できうればいくばくかの精密さと、切実な現実への感受性をともに大切にしつつ、言葉の暴力という概念の深部の一隅に探しを入れてみたい。

侮辱と傷つけること

1. 同時に、そしてそれ自体において——オースティンと侮辱

「において (in)」関係と「によって (by)」関係を対比する前節での予告から容易に察せられるように、これは言語行為論の創始者 J. L. オースティンが『言語と行為』[Austin(1962)]で提示した、「発語内行為 (illocutionary act)」と「発語媒介行為 (perlocutionary act)」⁽⁴⁾ の対比に絡む問題系である。ごく簡単に説明すれば、発語内行為は発話にさいして「同時に、そしてそれ自体において」[ibid., p.98/邦訳170]⁽⁵⁾ 行われる行為であり、発語媒介行為は発話の「結果としての効果」[ibid., p.101/175]として行われる行為である。たとえば、私が子供に向かって「猫ちゃんに餌をあげて」と言語音を発し、それが子供の耳に届いて日本語文として標準的な意味で理解され、かつ文脈的な諸状況に瑕疵⁽⁶⁾が見当たらずに発話として成立したならば、同時にそれ自体において、依頼するという発語内行為が行われている。一方この発話によって私は、子供をして首尾よく言う通りにさせたり、ゲームか宿題の邪魔をして不機嫌にさせたりと、結果としてさまざまな発語媒介行為を行う。

どちらも一見、発話とは別物の行為を発話に重ね合わせているようにみえるが、それは違う。「別物」なのは発語媒介行為だけで、そこでは発話自体とは別の出来事が因果的に引き起こされ、それが「私がしたこと」の範囲内に遡及的に位置づけられる。おそらく責任や功績といった概念との関連もあって、私たちの日常的直観はそのような「行為論」を持っているということなのだろう⁽⁷⁾。一方発語内行為については、「同時に、そしてそれ自体において」を文字通りに取る必要がある。「猫ちゃんに餌をあげて」と発話することと、「依頼する」ということは、同じ一つの行為もしくは出来事なのである。

この「同じ一つの」というありようを示すものの一つに、オースティンが強調する convention という概念がある。言語行為論の脈絡では「慣習」と訳されることが多いこの語には、別に「規約」という訳し方もあるが、ここでの論点を理解するためには、明示的な取り決めのニュアンスをともなうこちらのイメージでとらえるのがおそらくよい。さらに明確に言いかえれば要は「ルール」ということであり、つまり発語内行為は「ルールによって構成される行為」になぞらえられる行為といえる。たとえば野球でランナーが適切な仕方で本塁を踏むと一点入るわけだが、これは本塁を踏んだ結果として因果的に得点が入るのではなく、野球のルール上、本塁を適切に踏むことは同時にそれ自体において得点を得ることである。そこには重ねあわされた二つの行為があるわけではなく、ただ一つの行為だけが存在する。外見的な観点からは「本塁を踏む」と記述されるただ一つの行為が、ルールの観点からは「得点を得る」と記述および理解され、それをもって野球のゲームは進行していく。オースティンが言う「……前者〔発語内行為〕は、〔発語媒介行為と〕大雑把に対比するならば、慣習的であることができる」[ibid., p.103/178, 強調は原文, [] 内は引用者]という特

徵づけは、大筋この線で理解すべきように思われる。

もちろん日常の言語行為は野球のように明示的なルールでいつでも構成されているわけではないし、むしろそのようなものは例外的である。結婚式における誓いや進水式における船の命名といった事例から考察を出発した [ibid., p.5/10] オースティンには、そうしたものを言語行為の範型にイメージしつづけるいわば「儀式的偏向」の気味があるので、この点には注意が必要である。実際には私たちは他者の発話を理解する多くの場合において、ルールや規約よりも他者の意図、つまりどのようなことを実現させようとしているのかという点へのアクセスを直裁に試みているように思われる⁽⁸⁾。しかしそれでも、意図の理解がなされて初めて十全な発話理解がなされ、その時点をもって発話が成立するとしたら、やはりその瞬間、同時にそれ自体において、発語内行為は行われている（先の事例「猫ちゃんに餌をあげて」は、こうした発話の典型である）。あるいはそこには、「聞き手に何かをしてもらいたいという意図を明示することは、すなわち依頼することとみなされる」といった高次のルールが暗に働いているのかもしれない。するとそこには「適切な仕方で本塁を踏むことは、すなわち得点することとみなされる」という明示的ルールと共に構造⁽⁹⁾があるわけで、おそらくこうした広い意味での慣習性が、ルール主導か意図理解主導かの違いを超えて、発語内行為の「同時に、そしてそれ自体において」というありようをもたらしているように思われる。

ではこのような言語行為の在りかたは、言葉の暴力にどのように絡んでくるのか。オースティンのテキストに現れる言葉の暴力への言及を引こう。

発語媒介行為は発語媒介目的（確信させること、説得すること）を達成すること、もしくは発語媒介後続事を生じさせることのいずれかでありうるし、いずれもありうる。したがって警告行為は警戒させるという発語媒介目的を達成するとともに怯えさせるという発語媒介後続事を生じさせるかもしれません、またある見解への批判的議論はその目的を達せずにかえって論敵にその見解の真実を確信させる発語媒介後続事を生じさせるかもしれない。…[中略]…ある種の発語媒介行為は〔もっぱら〕後続事を生じさせることを常とする。これはすなわち発語内形式が存在しないもので、かくして私は、「私は……によってあなたを驚かす」「私は……によってあなたを狼狽させる」「私は……によってあなたに屈辱を与える」といった発語内形式が存在しないにもかかわらず、あなたを驚かせ、狼狽させ、屈辱を与えることができる。[ibid., p.118/196, [] 内と強調は引用者]⁽¹⁰⁾

第一に、発話に対して「によって」関係に立つ発語媒介行為には、発話の目的——後述するような、当の発語内行為にとって標準的な目的として対応するもの——とみなされるものもあれば、そこから外れる後続事もあること。第二に、発語媒介行為に

侮辱と傷つけること

は発語媒介目的としては示されえずもっぱら後続事としてのみ行われるタイプのものがあること。第三に、そうしたタイプの行為については「発語内形式」なるものが存在しないこと。大筋以上のような内容を持つこのくだりには、「屈辱を与える」という言葉の暴力的なものが登場している。決して主題的にではなくたんなる事例として挙げられているにすぎないが、しかしここには言葉の暴力を考えるうえでのヒントが潜伏するように思われる。そして私の考えでは、それは表面上含まれる微妙な不整合を通して露わになるのである。

その不整合は、「発語内形式」をめぐって現れる。ここでいわれる発語内形式とは教科書的にいえば、「私はあなたに今夕子供を歯医者についていくことを約束する」といった「顕在的な行為遂行形式」のことと思われ、すなわちそれを適切に発すると同時にそれ自体において約束行為等を行うことができる、「発語内動詞」を含む発話形式のことである。するとたしかに、「私は……によってあなたに屈辱を与える」という発話は、発語内形式としては存在しない。なぜなら、「屈辱を与える」という行為は相手が屈辱を実際に感じて初めて成り立つ行為であり、したがって因果的にはつながっているものの発話そのものとは別物の発語媒介行為だからである。しかしそれを言うなら、発語媒介目的として例示されている「確信させる」等も実は同じことである。「確信させる」というのもまた相手が実際に確信してくれて初めて成立する発語媒介行為だから、「私は……によってあなたに確信させる」という発語内形式は存在しない。ゆえに、発語内形式の不在をもってある種の発語媒介行為について、それが発語媒介目的として示されえないことの目印とするかのような論述はおかしいのである。

このテキストがオースティンの最終チェックを受けていないものであること⁽¹¹⁾を斟酌しつつ好意的に解釈するなら、この不整合は若干の語句を補うことで一応は解消する。すなわち、「私は……によってあなたに屈辱を与える」といった発語内形式が存在しない」の「といった」の後に、「発語媒介行為に目的連関的に対応する」という語句を挿入するのである。すると、不整合にみえた対比は次のように読み替えられる。「確信させる」という発語媒介行為には目的連関的に対応する発語内形式——たとえば「私はあなたに……であることを確言する」——が存在する。しかしある種の発語媒介行為にはそれがない。ゆえに、その種の行為は目的としてではなく、あくまで後続事として引き起こされるほかない。もちろん心中ひそかにそうした効果を目して発話をすることはいくらでもできるが、発話において明示された発語媒介目的としては表現されないのである……。確かにこれは、「驚かす」や「狼狽させる」といった事例については、少なくとも直観的には納得できる。「確信させる」に対する「確言する」のような、目的連関的にペアを組む発語内動詞が見当たらないからである。では、肝心の「屈辱を与える」はどうなのか。「驚かす」等と何気なく並置することでオースティンは、これもまた対応する発語内動詞を持たない発語媒介行為と事実上

みなしていることになる。しかしでは、「侮辱する」といったものははたしてどうなのか。

たしかに、発語内形式にあてはめると「私はあなたを……と侮辱する」といった形になり、これは少なくとも直観的には不自然な発話である。ひとはしばしば「確言する」と言って確言を行い、「約束する」と言って約束を行うが、しかし「侮辱する」と言って侮辱を行うことは普通ない⁽¹²⁾。では「侮辱する」は発語内行為を遂行する発語内動詞ではなく、主張を行って聞き手を説得するといったような、別の発語内行為——たとえばたんに事実を言明すること——の結果として行われる発語媒介行為なのだろうか。「屈辱を与える」と目的連関的に対応するのではなく、むしろそれと同列のものなのか。しかしこの方向にも躊躇される事情がある。少なくともある種の侮辱については、それと発話そのものと「切り離せない」ように思えることである。たとえば「今回の法案は違憲である。あなたを説得しようとは思わないが」といったように、目的連関的にペアを組むもの（この場合は「主張—説得」）であっても、発語媒介行為は発語内行為からごく自然に切り離されうる。意見を異にする相手の信念を覆せるとは思わないが、とにかく自分の主張を伝えることだけはしておこうといった場合である。しかし、「あなたは××である。あなたを侮辱しようとは思わないが」という切り離しは、もし伏字の箇所に害虫やある種の動物や汚物の名称が入るしたら、はたして成立するだろうか。むしろこれは「今回の法案は違憲である。そう主張しようとは思わないが」と同様の、成り立ちはしない切り離しなのではないか。この点からすると、「違憲である」という発話が同時にそれ自体において主張の発語内行為であるのと同様に、「××である」も同時にそれ自体において侮辱の発語内行為であるかのように思えてくる。

もし侮辱が発語内行為でありますとしたら、それは主張や確言、約束などとは異なり、発語内行為ではあっても発語内形式では（少なくとも自然には）表現しえない特別な種類の発語内行為であることになる。実は、言語行為のなかにこうしたタイプのものがあることは、オースティンの段階すでに気づかれていた。

例えほのめかし、すなわち私たちが発話において、もしくは発話によって、何かをほのめかすことは、発語内行為におけるのと同様に一定の慣習を含んでいるように思えるが、しかし「私は……をほのめかす」と言うことはできない。それは暗示と同様にたんなる行為というより一種の巧妙な効果であるように思われる。

[ibid., p.105/180, 強調は原文]

「発話において、もしくは発話によって」とオースティンは、発語内行為と発語媒介的行為のあいだで揺れている。「行為というより一種の巧妙な効果」と後者への傾斜を示す一方で、「一定の慣習を含んでいる」と発語的なありようも一部認めてい

侮辱と傷つけること

る。「暗示と同様」とも言っているが、これはむしろ疑問をかきたてる。というのも、たとえば「気づかぬうちに暗示されていた」は特段問題ないのに対し、「気づかぬうちにほのめかされていた」はおかしいからである⁽¹³⁾。つまりほのめかし行為は、ほのめかそうとする意図が明示されてこそ成り立つように思われ、そこには意図理解主導型の発語内行為の性格がみられる。ゆえに私はほのめかしを発語内行為としてとらえたいと考えるのだが、だとしてもそれは、意図明示は必要だが決して「ほのめかす」と言うことはできないという、特別なタイプの発語内行為である。デイヴィッド・ホールドクロフトによれば、こうした発語内行為——心強いことに彼は、これらが発語内行為であるとはながら前提して議論を行っている——は小さなグループだという [Holdcroft (1978), p.62]。彼が挙げるのは hinting、intimating、suggesting、implying などで、確かにこれらは訳してみれば「ほのめかし」「遠まわしに言うこと」「示唆」等々、どれも似たりよったりのものである。しかしここではこれを拡張して、侮辱をそのなかに位置づけることを試みてみよう。

まず、そもそもなぜ「ほのめかす」と言ってはいけないのか。そんなのは当たり前だ、そう言ってしまってはほのめかしにならないではないか、と思われるかもしれない。しかしそれは厳密にいえば違う。そこで言ってはならないのは正確には「ほのめかす」云々ではなく、それが包み込む命題部分だからである。たとえば「ローリング・ストーンズのデビュー曲は何だっけ?」と問われた私が、「オリジナル曲じゃないよ」とほのめかす。これがほのめかしになるのはもちろん、「オリジナル曲じゃないよ」と言いつつ、「(チャック・ベリーの)『カム・オン』だよ」という隠された別の命題をほのめかしているからである。だからこの発話を発語内形式にするなら「私はオリジナル曲ではないことをほのめかす」ではなく「私は『カム・オン』であることをほのめかす」とするしかないが、しかしこれは口にしたとたんほのめかしを自滅させる禁じ手である。ゆえに、ほのめかしの一族は発語内形式では行いえない特殊な発語内行為になるのである⁽¹⁴⁾。

ポイントは、ほのめかし等特定の発語内行為の特性ではなく、より一般的なコミュニケーション現象、すなわち「あることを言って別のことを探る」という移行現象にあるように思われる。するところから、ことをより一般的に拡張することが可能になる。たとえば、ある発語内行為を行うことで別の発語内行為も行う「間接的言語行為」はどうだろうか。「マヨネーズありますか?」と言って私は、食堂の人にマヨネーズを持ってきてもらう。私はここで、質問と依頼という二つの発語内行為を同時にしている⁽¹⁵⁾。前者については「私はマヨネーズがあるか否かを質問する」と、発語内形式化に問題はない。しかし移行先の間接的依頼になると一転、不可能事になる。「私はマヨネーズがあるか否かを依頼する」では意味不明だし、「私はマヨネーズを持ってくれるよう依頼する」にすると直接的依頼になってしまうからである。「発語内行為ではあるけれど発語内形式では言いえない」という性格はつまりはこのような、

コミュニケーション上の移行現象に起因するように思われる。

こうして話は本題の侮辱に戻る。つまりここで示したいのは、侮辱もまた何らかの移行を抱える発語内行為と考えることはできまいか、という可能性である。もちろん一見、そんなふうにはみえない。「あなたは××である」は言われたその通りのことを聞き手に伝え、だからこそ侮辱になるように見える。しかしこれを徐々に発語内形式に変形してみよう。「私は「あなたは××である」と侮辱する」。不自然なものとして先に見たのは、この形であった。しかしここまでのいくつかの例で示されているように、発語内形式は間接話法であることを本筋とする。するとこれは最終的には、「私は××であるあなたを侮辱する」もしくは「私は、あなたが××であることを侮辱する」となるだろう。侮辱はその人そのものに向かうのか（前者）、それともその人についての事実に向かうのか（後者）、という問いはとりあえず棚上げにしてこれらを眺めると、なぜ侮辱と言って侮辱行為を行うのが不自然なのかがようやく少しみえてくる。というのもここでは、「××であるあなた」もしくは「あなたが××であること」が侮辱されている格好になっているが、実際に侮辱されるのはもちろん、××ではないあなただからである。××などではない現実のあなたを標的にするからこそこの発話は、他者を不当に貶める侮辱行為になるのである。だから、そこを正確にいくなら「××ではないあなたを侮辱する」や「あなたが××ではないことを侮辱する」等にしなければならないが、これだと元の発話からひどくかけ離れ、対応する発語内形式とするのは無理筋である。こうして私たちは侮辱というものを、発語内形式では言い得ない発語内行為の一種として位置づける道筋を見出すことができるのである。

ではここではどんな移行が起こっているのか。もちろん「××である」から「××ではない」への移行ではあるのだが、では「××ではないあなた」「あなたが××ではないこと」とは、ポジティブには何なのか。具体的な発話状況を考慮に入れないかぎり一般論でいうほかないのだが、それはおそらく「あなた自身であるあなた」や「あなたがあなた自身であること」といったものになるようと思われる。つまり侮辱においては、表面上表現された不当な名指しや述語づけから、人格的な自己同一性——そこには論理的な同一性だけでなく、社会的・心理的ないわゆる「アイデンティティ」まで含まれるだろう——への移行が行われているのではないか。「同時に、そしてそれ自体において」という発語内行為の性格づけから出発し、オースティンのゆきりのコメントに結局は背きつつ、侮辱をいくぶん特殊ながら発語内行為の一種と位置づける可能性をみた本節はこうして、人格的なものへの攻撃という典型的な言葉の暴力にたどりついた。言葉はそれ自体のうちに、いわば「発語内の暴力」と呼ぶべきものを宿しうるのである。

侮辱と傷つけること

2. 線を引くことのジレンマ——バトラーとヘイトスピーチ

前節のような込み入った言語哲学的考察には、それ自体としての興味深さもおそらくそれなりに（私にとっては大いに）あるが、しかしそれよりも重要で広がりをもつのは、それが現実の問題とのかかわりを多分にはらむことである。少なくともある種の侮辱が発語的なものだとしたら、「同時に、それ自体において」という発語内行為の性格は当然それにも分有され、つまり同時にそれ自体において言葉の暴力であることになる。それ自体はたんなる言葉である発話がなされてその結果誰かが傷つくのではなく、発話そのものが誰か、もしくは何かを傷つける暴力行為なのである。たんなる言葉ではなく暴力そのものというこの在りかたは当然のこと、たとえばヘイトスピーチへの法的規制の是非をめぐる議論に絡んでくることになる。基本線だけでいえばそれはごく自然でシンプルなものになるだろう。すなわち発語的なヘイトスピーチは暴力そのものなので法的規制の対象となり、発語媒介的に結果として暴力になるものは言論の自由の範疇に入る、といった仕分け方である。後者のものとてもちろん好ましいものではないが、統治サイドによる妙な流用⁽¹⁶⁾や言論への委縮効果の心配を考えれば倫理的制御に徹するべきで、法的規制や処罰はあくまで前者に限定すべき、という考え方である。

とはいえる現実は微妙で複雑で曖昧である。たとえば侮辱の話題を続ければ、どういうものが発語的な侮辱であり、どこからが発語媒介的な侮辱になるのだろうか。前説で示したのは「ある種の侮辱は発語的な侮辱である」というところまでであり、決して発語媒介的な侮辱の存在を否定したわけではない。「あなたは××である」の伏字に害虫や汚物の名が入れば明らかに発語的な侮辱だろうが、しかしではそれらに比べればいくらか穏当な「のろま」や「不潔」、さらに「怠け者」や「不衛生」だったらどうだろうか。また、戯画的な表現で場を笑いへと誘うような発話はどうか。想定を移行させるのにしたがって徐々に、侮辱は発語的なものから発語媒介的なものへと移っていくように思われる。××に代入しうる表現は無数にあるのだから、この移行は結局なだらかなグラデーションを描くように思われ、そこにはっきりした境目を見出すのはおそらく難しい。そしてそういうものにあえて境界線を引こうとすると、個々の感情的な好悪やローカルな文化的価値観、政治的・司法的な思惑などはどうしてもそこに混入り、結局どこか恣意的な線引きにならざるをえない。

ジュディス・バトラーは『触発する言葉』[Butler (1997)]のなかでそうした恣意的な線引きの例と、それらがはらむジレンマを繰り返し指摘する。

R・A・V対セントポール市の裁判で取り上げられた十字架を燃やす行為を、保護されうる「発話」として取り扱おうとする最高裁の意向は、発話についての非行為遂行的な見方を拡大することで、ある種のレイシズムのふるまいが擁護可能

になることを示した。すなわち、一定の政治的諸目的を達成するために発話とふるまいの区別をうまく操る、という仕方による擁護である。[ibid., pp.21-22/34]

「R・A・V対セントポール市」とは米国におけるヘイトスピーチの事例としてよく言及される、1992年に判決が出された裁判である。このイニシャルの名を持つ少年が、アフリカ系アメリカ人が住む隣家の芝生で手製の十字架を焼いた。クー・クラックス・クラン（KKK）が黒人を脅迫する際の象徴的行為をなぞるこの行いは、当地ミネソタ州セントポール市のヘイトクライム条例によって有罪となるが、その後連邦最高裁に持ち込まれ、逆にセントポールの条例を無効とする判決が下される[ブライシュ(2014), pp.138-140]。最高裁は少年の行いを差別や脅迫の行為そのものではなく、ある種の言論もしくは意見表明、すなわち表現の自由の庇護のもとに入る「表現」の一種と判断したのである。欧州諸国の多くがヘイトスピーチを規制する何らかの法を持つのに対し米国はそうではない、という対比はよく語られるところだが、この判決はその傾向を決定づけたものとされる⁽¹⁷⁾。引用文でのバトラーは、ここにレイシズムに寛容な保守的心性を読み込む構えであるようだが、判決には一方で表現の自由へのぶれない姿勢をみるべき側面もあるように思われ、ここでの「一定の政治的諸目的」は一枚岩ではとらえられない。しかしいずれにせよそこにみられるのは、本来連続的であるほかない「発話」と「ふるまい」の間に引かれる政治的思惑含みの分断線である。その結果それ自体としては「表現」でしかないものによって因果的に引き起こされる発語媒介的な脅迫と、脅迫行為そのものとしての発語内的な脅迫が仕分けられ、少年のKKK的行いは前者の領域に位置づけられて漂白化されたのである。

これだけならまだ単純な恣意性である。しかしバトラーの議論が描く構図に従えば、しばしばヘイトスピーチと並行的・類比的に語られるポルノグラフィの領域と並置することで、恣意性はある種のジレンマとしての相貌を露わにする。

マッキノンは近著『たんなる言葉』⁽¹⁸⁾ のなかで、ポルノグラフィを発話とふるまいの双方であると、つまり「行為遂行的発話」であるとみなし、傷つけるようなやり方で女性に「対して作用する」だけでなく（発語媒介的な主張）、表現を介して女性を劣位の階級として構築すると考えた（発語内的な主張）。十字架を焼くことがポルノ発言と似ていると理解できるのは、両者が他者を傷つけることを、表現すると同時に遂行しているからである。しかし発語内的な主張を、十字架を焼くことと同じように疑いなく、ポルノに適用できるものだろうか。…[中略]…私が論じたいのは、一般にポルノの視覚テキストは、十字架を焼くことと同じように人は「脅し」たり「卑しみ」たり「貶め」たりしうるものではないということである。両者が同種の言語的ふるまいを例示するという示唆は、判断として誤りであるだけでなく、ポルノが持つと推定される他者を傷つける力を強調しよ

侮辱と傷つけること

うとして、人種的な暴力の記号を換喻的に横滑りさせて搾取することである。
 [Butler (1997), pp.20-21/32-33]

「エロティシズムを表現することはエロティシズムを行なうこと、つまり性行為を演ずることである。何かを「言う」ことはそれを「行なう」ことであり、それを「行なう」ことは「言う」ことである」[マッキノン (1995), pp.51-52, 強調は引用者]という「発語内的な主張」をもってポルノ規制を強く主張するキャサリン・マッキノンに対し、バトラーはこのように批判する。「十字架を燃やす」は換喻的な作用を通して発語的にレイシズム行為そのものになると（最高裁判決に反して一般には）考えられている⁽¹⁹⁾が、同じ構図をそのままポルノ表現と女性差別行為にあてはめるのは「横滑り」だというのである。この批判の当否はともかくその動機について考えてみると、おそらく一つには、いったん性の領域に発語的な見方を持ち込むと、さらなる横滑りをまねいてしまう惧れがあるからだろう。たとえばバトラーの紹介するところによれば、米軍のなかには一時、同性愛の宣言は同性愛の行為そのものに他ならないという理由で、同性愛者のカミングアウトを規制しようとする（そのような者は除隊させる）動きがあったという[Butler (1997), pp.176-177/268-270]。その他もっと日常的な例でいえば、「中絶」という言葉、エイズ教育における性表現、セックスや暴力を歌うギャングスター・ラップ等々への批判や規制が挙げられる [ibid., pp.21-22/33-35]。こうしてバトラーは、次のように慨嘆することになる。

残念なことに、ヘイトスピーチに関する議論を利用することによって、人種的に傷つけることについてはその効果を過少評価し、性的に傷つけることについてはその可能的な領域を拡大する傾向が生まれているように思われる。[ibid., p.23/36]

つまりレイシズムの領域では発語的なものの範囲を狭くとって暴力そのものとなる発話をレアケースとし、逆に性的な領域ではそれを広くとって多くのいとなみを規制の網にかける、「発話とふるまいの区別をうまく操る」操作がなされているというのである。領域に応じて境界線を動かすこのやりかたはやはり、政治的思惑絡みの恣意的操作というべきものと思われるし、そうではなく線引きを統一したとしても、狭めに合わせるとレイシズムへの寛容を招き、広めに合わせると性表現への時代錯誤的規制を呼び込むといったように、何かと不都合が生じてしまう。

発語内の領域を狭くとっても広くとってもダメというこのジレンマについて、どう考えればよいのだろうか。バトラーの方針を概観してみると、そこではおそらく認識的というより戦略的な構えに立ちつつ、発語内の領域を総じてなきものとみなすような選択がなされている。すなわちバトラーは、「……ヘイトスピーチは発語的であり、発話とふるまいが完全に融合していると述べる説明に、いったいどんな価値があ

るかについて私は懐疑的である」[ibid., p.102/159]として、「……規制は、発語媒介行為としてのヘイトスピーチに、限定しなければならない」[ibid., p.101/158]と主張するのである（さらにその限定的規制は国家によるものではなく、大学などのコミュニティレベルのものでなければならないともされる [ibid.]）。なぜこういう主張になるのか、バトラーの錯綜した論述からシンプルに抽出するのは一筋縄ではいかないが、たとえば次の箇所などは、ある程度集約的な記述であるように思われる。

もしもヘイトスピーチが発語内的であるということを私たちが受け入れれば、それはすなわち言葉は直接かつ自動的に他者を傷つけること、それを行うのは権力の社会地図であること、そして私たちはヘイトスピーチが生み出す具体的影響を詳しく述べる義務は負わないことを受け入れることになってしまう。[ibid., pp.101-102/158]

ここではいわば、ヘイトスピーチの「ヘイト」が発語的に固定されることによって、それを行う言葉が国家や政治権力といったものに占有される惧れが語られている。ある種の発話群が同時にそれ自体においてヘイトスピーチ等の暴力になるとしたら、そしてそれを上から規制の網にかけようとしたら、ヘイトや暴力を被る側の発語媒介的な傷は脇におかれ、語彙や定型パターンといったそれ自体の在りようで発話群が特定されることになるだろう。それらはいわばヘイトスピーチとして公認されたものになり、その意味で国家による規制はヘイトスピーチを生産するものとなる。「……ヘイトスピーチという行為を生産するのは——生産するのであって、もたらすわけではないが——國家が下す決定であり、國家の認可された発言である」[ibid., p.96/150]。そしていったん生産されたものは晴れてさまざまに——もちろん規制や禁止、処罰込みで——反復、引用、再利用等々されていくことになる。「言葉は発せられ、発せられた瞬間に否定されるが、その言葉を批判する言説が、まさにその言葉を永続化させる道具となる」[ibid., p.38/59]という一段階深いジレンマが、発語的なとらえ方の先にはひそんでいるというのである。

だから、とバトラーは主張する、私たちは発語的なとらえ方をなきものとみなし、ヘイトスピーチ等が私たちにもたらす発語媒介的な傷を詳しく述べる義務を自ら負い、そのことで、そしてそのことによってのみ、規制は行われるべきである、と。その具体像については『触発する言葉』のなかでは詳しくは語られず、「……そういった発話の効果が示され、そのことを証明する責務が果たされなければならない」[ibid., p.101/158]という一般的指針が示されるばかりだが、しかしそれよりバトラーが繰り返し熱心に語るのは、こうした方向の先にあるカウンター的な言語実践の可能性についてである。

侮辱と傷つけること

「クイア（変態）」のような語の価値が変わったことは、発話が別の形で発話者に「返され」、当初の目的に反するかたちで引用され、逆の効果を演じる可能性があることを示唆している。[ibid., p.14/23-24]

……行為と傷つけることのつながりを緩めることによって、そのつながりを強めることであらかじめ封じられていた対抗発話、すなわち発話を返すことが可能となる道が開けるのである。[ibid., p.15/24]

公的な誤用というラディカルな行為を通してそうした言葉を脱文脈化したり再文脈化したりする可能性が、言葉と傷の間の慣習的関係が時の流れのなかで希薄になり、さらには壊れていくという逆説的な希望に、根拠を与えるのである。

[ibid., p.100/157]

バトラーのヴィジョンにおいてはこのように、言葉と暴力の発語内的な同一性を宙づりにすることは、ヘイトの言葉を発話者や国家の側から被る側のほうに奪取し、被る側の傷の在りようから規制するだけでなく、さらにそれを逸脱的に反復、引用、再利用することでカウンターを行う希望へとつながっている。カウンターの具体像としては「クイア」——男性同性愛者を指す侮蔑語から、当事者が自己肯定する言葉に変わった——が挙げられているだけだが、しかしこの種の言葉を逆手にとっていわばラディカルな開き直りにつなげる抵抗はさまざまに可能だろうし、また実践されてもいるだろう。

以上のようにまとめてみるとバトラーの議論は、相応の説得力を持つように思われ、またとりわけ希望のヴィジョンを示している点において魅力的である。しかしながら、「ずらして、脱文脈化して、返していけばいいのだ」というのは当事者が感じる痛みや恐怖を考えれば、いわばポストモダン的な楽観主義と言われても仕方ない面があるように思われるし、また本論の流れとしては、前節で見出した言葉の暴力の発語的な在りようと、少なくとも見た目上はバッティングするところが大きいにある。前者の疑問はもはや本論では紙幅的に扱いきれないでの、本論の残りは後者の疑問だけに集中して、発語内の暴力とバトラー的ヴィジョンをどうにか一つの構図にまとめる方向性だけでも模索してみたい。

3. 傷つけることの二つの層——ウォルドロンと安心

もちろんごくわかりやすい対処法として、認識上は発語内の暴力を認め、実践上は戦略的にそれを宙づりにする、という使い分けも考えられるかもしれない。認識上は懐疑論だが実践上は实在論とか、認識上は無神論だが実践上は寺社に（しかもけっこう真剣に）お参りする、といった態度と同様である。しかしここではこうした安直な

道にはすぐには逃げ込まず、もう少し中身にある構図を模索してみたい。そこでひとつの手掛かりになるかもしないのが、「言葉の暴力で何が傷つけられるのか、その危害は何か」という問い合わせである。

この問い合わせに答えるのは一見きわめて簡単にみえる。傷つけられるのはもちろん、言葉の暴力が向けられた人の心に決まっている。恐怖、悲しみ、委縮、そして「被り」を本質とするかのような自己を他者の言葉で一方的に定義づけられる屈辱。言葉の暴力、とりわけヘイトスピーチのたぐいは、このような心の傷を相手に負わせるからこそ暴力であるのにちがいない。たしかにその通りではあるだろう。暴力を定義づけようとする論者たちの試みにほぼ共通する基本形として、「物理的もしくは心理的な危害」といったパターンがあるのも事実である⁽²⁰⁾。物理的なものの典型としては殴る蹴るの身体的暴力が、心理的なものの典型としては言葉の暴力が、もちろん想定される。言葉の暴力によって傷つけられるものの中心に被る者の心があることは、おそらく間違いない。そしてここまでとこまでの本論でも、大筋そうした理解を前提に思考を重ねてきた。

ではしかし、はたしてそれだけなのだろうか。言葉の暴力で傷つけられるものは、それを直接被る者の心に尽きるのだろうか。もしそうだとしたら発語内の暴力などというものは、バトラーの込み入った戦略を待つまでもなく、そもそも存在しないことになるかもしれない。というのも、言葉を浴びせられた当人の心が傷つくのはあくまで発語媒介的に引き起こされる目的もしくは後続事であって、因果的なつながりはあっても発話そのものとは別物の出来事だからである。どんな言葉を浴びてもゆるがない強靭な精神を想定することは可能なのだから、心の傷は「同時に、そしてそれ自身における」発語内的なものではない。いっぽう私が本論の序文で書き記したように、暴力はそもそも暴力として感受されること自体を構成要件とするように思われる。そこでもしこの「感受される」が、暴力が向けられた当人が被る傷、痛み、害などの、当事者としての直接的感受に限定されるとしたら、そこから言葉の暴力はおしなべて発語媒介的なものであることが帰結し、ゆえに発語内の暴力など存在しないことになる。

しかしこの帰結を導く限定条件は、私たちの直観に反するように思われる。伏字に害虫やある種の動物、汚物の名称が代入された「あなたは××である」という侮辱が、たとえ実際には聞き手を少しも傷つけなかったとしても、私たちの方はそこに言葉の暴力を感じ取るだろう。そしてそれは、この発話を暴力として構成する「暴力の感受」としての資格を、十全に持ちうるように思われる。つまり暴力を構成する感受とは、当事者のうちに生じうる過酷で鋭利な痛みばかりでなく、第三者や傍観者であっても感じ取らざるをえない怒りや嘆き、あるいはよりうっすらと広がる「嫌な感じ」や「不穏な空気」、「居心地の悪さ」といったものまで含み込む、より広く漠然としたものもあるのではないか。

侮辱と傷つけること

私はいま、当事者の感受については「生じうる」と言ったのにたいし、第三者的な感受については「感じとらざるをえない」と述べた。このコントラストで示したいのは、前者が自分のなかに生じる傷としての感受であり、だから強靭な意志等によって——現実には厳しいとしても——はねつけることが不可能ではないのにたいし、後者は自分の外側に否応なく生じる傷への気付きとしての感受であり、したがって——よほど鈍感だったり、現実から目を背け続けないかぎり——自分の意志や心構えではねつけることができるようなものではないことである。つまりここでの私の目論見は、このような否応なさと「同時に、そしてそれ自体において」という発語的な在りようを重ね合わせることで、当事者の被る発語媒介的な暴力とは別のところに発語内の暴力の領域を見てとることにある。しかしそのためにはもちろん、「感じ」や「居心地」などの漠然としたいわば雰囲気的な実感を、その雰囲気的なありようを大切にしつつも、もう少しきちんした概念に結晶化させなければならないだろう。ありがたいことにそうしたものはすでに、ヘイトスピーチへの法的規制を問題にする文脈のなかで、ジェレミー・ウォルドロンによって提示されている。すなわち、「安心(assurance)」という概念である。

……各人は、そして各グループの各構成メンバーは、敵意、暴力、差別、他者による排除に直面する必要などないという安心とともに、自分たちの暮らしをいとなむことができるべきである。この安心は、効果的にもたらされているときにはほとんど意識にのぼることはない。呼吸する空気のきれいさや泉から飲む水の水質と同じように、誰もが当てにできるものである。私たちが住まう空間におけるこの安全さの感覚はひとつの公共財であり、よき社会においては私たち皆が本能的でほとんど気づかないような仕方でそれに貢献し、その維持に力添えをしているのである。／ヘイトスピーチはこの公共財を傷つける。あるいはその維持を、ヘイトスピーチがない場合にくらべはるかに困難なものにする。[Waldron (2012), p.4/5, 強調は引用者]

「敵意、暴力……に直面する必要などない」というように、ここにはいくぶん当事者性の意味あいが含まれているものの、優勢なのは「公共財」という社会の成員に広くかかる——その意味では、全員が当事者ともいえる——観点である。この公共財としての安心は、きれいな空気や安全な水になぞらえられているように、社会的な環境財ともいうことができる。私たちを取り囲み、何気ない日常をのべつ支えていて、しかもあまり気づかれることのない、文字通り空気のような存在である。この環境が汚染された社会がどうなるかは、たとえば内戦やテロが横行する地域からの報道である程度知ることができるし、またピンカーが執拗に掘り起こしたような暴力に血塗られた人類史[ピンカー(2015)]をみると、私たちが当たり前に享受する安心がいかに希少

かつ真新しいものであるかをつくづく実感させられることにもなる。しかし安心はそのような激烈な危険や物理的暴力によって掘り崩されるリアルな安全の感覚ばかりでなく、日常的にはより曖昧かつ表層的な「社会の見た目」や「雰囲気」のレベルの事柄でもあることに目を向けるとき、私たちはこの公共／環境財がいかに傷つきやすいものであるかをむしろいっそう深く感じ取ることになる。

そのような〔ヘイトスピーチ的な〕出版物を許容する社会は、そうでない社会とはずいぶん違って見えることだろう。街中の塀や街灯は、人種的マイノリティーの人びとをケダモノや人間以下の存在として描くもので飾り立てられているだろう。マイノリティーの人びとは犯罪者、堕落者、テロリストであるとするポスターが貼られ、特定の宗教の信者はまともな人びとへの脅威であり、そういう連中は国外追放するか絶滅させよとするリーフレットが刊行されていることだろう。…[中略]…これが、〔ヘイトスピーチのような〕集団への名誉棄損が許容されている社会の見た目なのである。[ibid., p.66/77-78, 強調は原文, [] 内は引用者]
 なぜ見た目は重要なのか？ その答えは、安全と安心にかかわっている。…[中略]
 …中心的な考えは、社会の見た目はその成員たちに、自分がたとえば日常出会い接する何百何千という他人にどのように扱われそうかということにかんする安心をもたらすための、一つの主要な方法である、ということである。[ibid., pp.81-82/96-97]

こうしてウォルドロンはヘイトスピーチを、それが向けられた当の人びとの心を深く傷つけるばかりでなく、社会の成員すべてにとって大切な安心という公共財を深く傷つける行いでもあると主張する。そこから彼は法理論家として、ヘイトスピーチへの法的規制を強く主張することになる。「……ことは人びとを散発的な侮辱、攻撃、中傷の言葉から守るというだけの話ではない。正義のもとでの社会的平安と市民的秩序のある特定の一面を、体系的なやり方で確保するという問題なのだ」[ibid., pp.103-104/123]。しかいまはこの論点へのコメントは最後に回して本論の関心に立ち戻り、「安心という公共財への傷」という洞察と発語内の暴力の関連性を検討し、それをもって結論に向かうことにしてしまう。

結論への第一のステップとして見て取りたいのは、「安心」を傷つけるのは当然のことながらヘイトスピーチに限られないことである。自分は当事者でなくその場に居合わせただけの場合でも、言葉の暴力が場の空気を凍りつかせ、ひどく居心地の悪い思いをさせられるような体験に、私たちはまま遭遇する。何のトラブルか電車の車両内で発せられる粗暴な罵声、職場に響きわたるパワハラ的な叱責=侮辱。それらはほとんどの場合当事者の心を深く傷つけずにはおかないとともに、安心というその場の見た目を瞬時に崩し去る。ウォルドロンは私たちが暮らす社会全体⁽²¹⁾を範囲とする一

侮辱と傷つけること

一般的な公共財として安心を描いているようにみえるが、実際にはそれはおそらく多様な階層構造をなしており、私たちがそのつど居あわせたり形成したりする小規模な「社会」のそれぞれに宿る、ローカルな公共財でもあるように思われる。私たちはそれが確保され維持されることを望むが、同時にそれはただ一つの侮辱や罵倒で崩壊しかねない傷つきやすいものもある。

続く第二のステップは仮説的な提案というべきもので、すなわちすでに予告（ほのめかし？）したように、公共財としての安心を傷つけることは発語媒介的な結果ではなく、発話と「同時に、そしてそれ自体において」行われる発語内的なものではないか、という見方である。数段落前で予告を行ったさい私が示唆したことは、当事者の心の傷が強靭な精神によりはねつけうるものであるのにたいし、その場に蔓延する「嫌な感じ」や「居心地の悪さ」はどうにも避けがたい、ということであった。後者のたぐいにはいまや「安心という公共財への傷」というより明確な概念が与えられたわけだが、ではどうして私たちはそれを避けがたく感じるのか、あるいはより踏み込んで、どうして発語内的なものといえるのか。

その答えの方向性を示すヴィジョンとして、「社会はコミュニケーションである」という仮説を提示したいと思う。社会がまずあってそのなかでコミュニケーションが行われる、というだけでなく、さまざまなコミュニケーションが行きかうこと自体がそのまま社会そのものである、というヴィジョンである。これは先にみたそのつど形成されては解体され、あるいは再生や変形を重ねていく、小規模でローカルな社会を基本的なものとしてイメージすれば、まずは納得感のある見方ではないだろうか。私たちが言葉を発する行為がこのように、そのつど社会を構成・更新し続けるものであるとしたら、暴力的な言葉はもちろん社会そのものを、いわば毒を注入しつつ構成・更新する。それは言い方を変えれば、社会のまともさの重要な要素である安心という公共財を台無しにすることであるだろう。こうしてたとえ誰の心も傷つけなかったとしても言葉の暴力は、発話としてなされるそのことだけで安心という公共財を傷つけ、私たちはそこに暴力を感受せざるを得なくなるのである。

以上二つのステップを経て私たちは、「同時に、そしてそれ自体における」発語内的な言葉の暴力を公共レベルのものとして、いっぽう発語媒介的な言葉の暴力についてはそれとは区別される当事者レベルのものとして、それぞれ位置づける構図を獲得する。オースティンから引き出される発語内の暴力のヴィジョンと、公的規制との関連において発語的なありようを拒絶するバトラー的な戦略の方針は、こうして両立をはかれるように思われる所以である。

4. むすびとして

本論は決してヘイトスピーチを主題とするものではないが、しかし重要な話題として取り上げた以上、バトラーやウォルドロンが問題にし、また目下の社会でリアルな課題ともなっているヘイトスピーチ規制について、少しだけコメントをしておく必要があるだろう。先の結論から容易に導かれる方針は、かりにスピーチ＝発話そのものの法的規制を検討するにしても、それはあくまでそれ自体としての暴力である発語内のレベル、すなわち安心への暴力の領域に限られるべきということである（ウォルドロン的な方向性）。いっぽう発語媒介のレベル、すなわち結果としての暴力が当事者への害として生成する領域では、むしろ抵抗や斬り返しの実践こそが中心的なものとなるべきで、規制は個々の傷に即した名誉棄損や脅迫等への、個別の対応にとどまるべきだろう（バトラー的な方針）。そのように抑制的では甚大な当事者の被りが避けられないのでないか、という反論には次のような応答が可能である。すなわち安心という公共財への暴力の結果もっとも脅かされるのは他ならぬヘイトが向けられる人びとのだから、規制は間接的ながら当事者の安全にもっとも寄与するはずだ、と。もちろん何をどう取り締まれば発語内レベルでの規制をしたことになるのかといった技術的な問題、あるいはバトラーが憂慮した規制によるヘイトスピーチの逆説的承認といったアボリア等もこの先にはあるわけだが、しかしともあれ傷つけることの二層構造を何かしら考慮に入れていく必要があるのは確かなようと思われる。

門外漢の法規制談義はこのくらいにして、最後により力をこめて示しておきたいのは、暴力の一般理論への展望である。というのも、ここで見出した言葉の暴力の二層性は、殴る蹴るの物理的・身体的暴力においても似たように見てとることができるのでないか、という感触があるからである。物理的・身体的暴力の場合文字通り目にみえる傷がもたらされるため、おそらく言葉の暴力以上に当事者の被りに注目が集中しがちである。しかしそこには言葉の暴力と同様に、公共的な安心への脅かしといった面もやはりあるのではないか。もしそのような通底する構造を描き出すことができたなら、物理的・身体的な暴力を本来的なものとして言葉の暴力を類比的なものとするのではなく、また両者を並列する二種類の暴力とするのでもない、より統一的な暴力の一般理論が浮かび上がってくるかもしれない。そしてそれは私たちが持つ暴力概念やイメージに、相応のラディカルさをまとう改変を迫るかもしれないである。

※本論は、JSPS 科研費（研究代表者・飯野勝己、課題番号15K02008「「暴力」の多様な存在様態に関する領域横断的研究——「表現」概念との関連性を通じて）による研究成果の一部である。

注

- (1) そしてピンカー自身、引用箇所の前段で、「このような革命は新種の危害に敏感になることに

侮辱と傷つけること

よって推進されるので、おのずと自らの過去の経緯を消し去り、革命が成功したこと私たちに忘れさせてしまうのだ」[ピンカー(2015)下, p.16]と、因果の順序は逆向きながら、この方向の要因を示唆している。ちなみにここでいわれる「革命」とは、20世紀後半以降急速に進む、女性や子供、同性愛者などにかんするさまざまな権利が、人権から派生して定着し擁護される「権利革命」[ibid.上, p.17]のことである。

- (2) ただしこれは簡単に自明視できることでもない。たとえばロバート・ホームズが「ひとは言語、事実、真実、著者の意図、故人の思い出、そして自分自身も含めた人格など、幅広い範囲のものごとに対して暴力をふるうことができる」[Holmes (1989), p.284, 強調は原文]と例示するように、私たちは感受する存在以外への暴力を語ることがある。仮にこれらを拡張的な語り方とみなし、ニュートン・ガーヴァーの「人間的事象における暴力で根源的なことは、人格が侵害されることである」[Garver (1973), p.172]という指針にならって対象の引き締めをはかったとしても、死者や心身喪失者、未生の未来世代といった感受なき人格への暴力がなおそこに含まれうる。しかしこれは改めて主題的展開を要するテーマなので、ここではさしあたり「感受する人格」を少なくとも中心的なものではあるとして、考察を続けたい。また、ここにはさらに本論で後に論点とする（第3節）、第三者における暴力の感受の問題も絡んでくる。
- (3) セルジオ・コッタは1970年代の時点ですでに、今日の暴力の新しい特徴の一つとして、「暴力が空間的に拡散され、遍在するように感受されていること」[Cotta (1985), p. 9]を挙げている。もちろんこれは暴力全般について言わたるものだが、拡張するコミュニケーションによってそのように感受されていること自体を重視する姿勢も含め、「拡散と遍在」はいま現在をも照らし出すキーワードとなりうるようと思える。
- (4) illocution とは in-locution、すなわち「発話において／発話のなかで」をひとつながらにした造語であり、また perlocution の per は、「～によって」を意味するラテン語に由来する接頭辞である。
- (5) 以降簡便のため「邦訳」の文字は省略し、たんにページ数を原書、邦訳の順に並べる。なお、原書と邦訳ともに参照できた文献からの引用はすべて、訳文を大いに参考にさせていただきつつも、私があらためて訳出したものである。
- (6) 瑕疵がある状況とはたとえば、子供がついさっき私に言われて猫に餌を与えたばかりである（私の発話は空とぼけの冗談になるかもしれない）とか、子供が熱を出して寝込んでいて動けない（それを知らずに言葉を発した私は依頼を取り消すだろう）といったものである。オースティンはこうした発話の失敗事例の収集と分類を「不適切性の理論」[Austin (1962), p.14/25]と呼び、『言語と行為』前半部でかなり熱心に追究している。
- (7) これはすでに「邪魔をして不機嫌にさせる」という事例で示したように、話し手の意中の効果——本論ですぐに言及する「発語媒介目的」——だけでなく、予想外の結果——同じく「発語媒介後続事」——も含む。そうしたものが「意図せざる行為」として受けとめられるありようをめぐっては、たとえば古田徹也が責任や償いといった倫理的概念との絡み合いを解きほぐしつつ明瞭な描像を与えている [古田(2013), 第3章]。古田の説明はひじょうに説得的なものだが、ただ一点、責任や償いへと結びつく遺憾事だけでなく、逆に功績や称賛へと結びつく禍福事——「つなぐ」ことだけを考えて打ったヒットが自チームの優勝を決めるといったような——

への言及は見あたらない。意図せざる帰結が遡及的に「なしたこと」に位置づけられるにあたっては、功罪両様の側面が関連してくるようにも思われるのだが。

- (8) これは早くから P. F. ストローソンらによって指摘されてきた論点で [Strawson (1964)など]、そこから言語行為を慣習から一元的にみるのではなく、話し手の意図という原理も並立させて二元的にみる見方が生じた。私自身もどちらかといえば二元的見方の方に説得を感じていて、以前その線で主題的に考察を行ったことがある [飯野 (2007), 特に第2章と第5章]。
- (9) この「○○は△△とみなされる」は、ルールや規約、慣習を述べる言明が持つ特徴的なフォーマットである。J. R. サールによる「構成的規則の形式」[Searle (1969), p.35/60]を参照。
- (10) 『言語と行為』のこの部分は第1版から大きく変更されている箇所で、私の手元にある原書第2版から訳出した。第1版を底本とする邦訳では、とくに引用前半はまったく違う文章になっている。
- (11) 『言語と行為』は本人による講義ノートをもとにしてその死後に、他者の校訂や編集を経て出版されたテキストである。
- (12) これはオースティンが直接の素材とする英語においても同様のようで、"I insult you that..."と言って侮辱を行うことなど普通ではなく、英文としても不自然だという。私的会話のなかでネイティブスピーカーの言語的直観をご教示くださいました同僚のジョナサン・ディハーン先生に感謝する。
- (13) ここで私はやや確信犯的に、選択した訳語を基準にして日本語ベースで議論をしている。というのもオースティンの原文では「ほのめかす」が insinuate、「暗示する」が imply になっているのだが、辞書を引くと前者は「ほのめかす、当てつけて言う、当てこする」に、後者は「…の意味を含む、暗示する、ほのめかす」といった具合になっているからである(『新英和大辞典』)。つまり両方とも「ほのめかす」的に理解すればオースティンの言うことは別におかしくないわけで、だからここはオースティン解釈や批判としてではなく、あくまで事柄そのものを検討するものとしてご理解いただきたい。
- (14) 以上の議論では、ホルドクロフトの指摘 [Holdcroft (1978), p.63]を大いに参考にさせてもらった。
- (15) 見かけ上だけ質問を発して実は依頼している、というのではなく質問も依頼もどちらも十全に行っている、と考えるべきである。この点については、拙著『言語行為と発話解釈』[飯野 (2007)]の特に第1章で詳述した。
- (16) 実際に日本では以前、ヘイトスピーチへの対応を協議する政権の会合のなかで、政府批判のデモ等への規制の話題が持ち出されたことがある [『毎日新聞』2014年8月29日朝刊]。
- (17) 「そしてこの判決により、アメリカ国内のおよそあらゆるヘイトスピーチ規制が、違憲とみなされることになる。／言い換ればこの判決は、「ヘイトスピーチ規制を行わないアメリカ」を、明確に確立するものだった」[明戸 (2013), p.33]
- (18) 邦題は『ポルノグラフィ』[マッキノン (1995)]。
- (19) ただしバトラー本人はそうは考えない立場をとる。この点については本節ですぐに言及する。
- (20) たとえばロバート・アウディは暴力の定義の基本形として、「人格への物理的もしくは心理的な害」というものを提示している [Audi (1971), p.140, 強調は引用者]。ただしこれはあくまで出発点にすぎず、アウディの執拗な追究はさまざまな追加規定をこれに呼び込んでいく、定義はつい

侮辱と傷つけること

には5行に及ぶ長大なものになる [ibid, p.143]。

- (21) もちろん安心が揺らいだり崩壊しきってすらいる社会は現在の地球上に数多くあるから、これは人類社会全体ではありえない。ウォルドロンは安心という公共財がいきわたる社会の範囲を明言してはいないが、政府や法律によるその保障を論点とする以上、そこには事実上国家を基本的な範囲とする前提があるように思われる。

文献

- Audi, R. (1971), "On the Meaning and Justification of Violence", reprinted in Bufacchi (2009), pp.136-167.
- Austin, J. L. (1962), *How to Do Things with Words*, Oxford University Press. (邦訳『言語と行為』, 坂本百大訳, 大修館書店, 1978年)
- Bufacchi, V. (ed.) (2009), *Violence : A Philosophical Anthology*, Palgrave Macmillan : Basingstoke, Hampshire, UK.
- Butler, J. (1997), *Excitable Speech : A Politics of the Performative*, Routledge : New York. (邦訳『触発する言葉——言語・権力・行為体』, 竹村和子訳, 岩波書店, 2004年)
- Cotta, S. (1985), *Why Violence? : A Philosophical Interpretation*, Translated by G. Gullace, University Presses of Florida. (Originally published in Italy, 1978)
- Garver, N. (1973), "What Violence Is", reprinted in Bufacchi (2009), pp.170-182.
- Holdcroft, D. (1978), *Words and Deeds : Problems in the Theory of Speech Acts*, Clarendon Press : Oxford.
- Holmes, R. L. (1989), "Violence and the Perspective of Morality", reprinted in Bufacchi (2009), pp.267-293.
- Searle, J. R. (1969), *Speech Acts : An Essay in the Philosophy of Language*, Cambridge University Press. (邦訳『言語行為——言語哲学への試論』, 坂本百大・土屋俊訳, 効果書房, 1986年)
- Strawson, P. F. (1964), "Intention and Convention in Speech Acts", reprinted in Fann, K. T. (ed.), *Symposium on J. L. Austin*, Routledge and Kegan Paul : London, 1969, pp.380-400.
- Waldron, J. (2012), *The Harm in Hate Speech*, Harvard University Press. (邦訳『ヘイト・スピーチという危害』, 谷澤正嗣・川岸令和訳, みすず書房, 2015年)
- 明戸隆浩 (2013), 「欧米のヘイトスピーチ規制から日本の進むべき先を考える」, 『Journalism』2013年11月号, 朝日新聞出版, pp.28-47.
- 飯野勝己 (2007), 『言語行為と発話解釈——コミュニケーションの哲学に向けて』, 効果書房.
- 飯野勝己 (2013), 「「被り」としての言葉——コミュニケーションと暴力について」, 『フィロソフィア・イワテ』第45号, 岩手哲学会, pp.29-43.
- ピンカー, S. (2015), 『暴力の人類史』上・下, 幾島幸子・塩原通緒訳, 青土社 (原書は2011年刊).
- ブライシュ, E. (2014), 『ヘイトスピーチ——表現の自由はどこまで認められるか』, 明戸隆浩・池田和弘・河村賢・小宮友根・鶴見太郎・山本武秀訳, 明石書店 (原書は2011年刊).

- 古田徹也 (2013), 『それは私がしたことなのか——行為の哲学入門』, 新曜社.
- マッキノン, C. A. (1995), 『ポルノグラフィ——「平等権」と「表現の自由」の間で』, 柿木和代訳,
明石書店 (原書は1993年刊).
- 『毎日新聞』2014年8月29日朝刊5面, 「自民 PT 国会周辺デモ「規制を」 ヘイトスピーチに加
え議論」.